

伊賀・山城南定住自立圏の形成に関する

協 定 書



平成 28 年 10 月

三重県伊賀市
京都府相楽郡笠置町

定住自立圏の形成に関する協定書

伊賀市（以下「甲」という。）と笠置町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、人口定住のために必要な都市機能及び生活機能を確保するとともに、地域の特性を活かし、住民が安心して暮らせる圏域づくりを進めていくため、定住自立圏を形成することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野について、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する具体的事項）

第3条 政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

- （1）生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- （2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- （3）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行に係る連携、協力及び費用分担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、連携及び協力を図り事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前項に規定する事務の執行について必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめそれぞれの議会の議決を経るものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、議会の議決を経たことを証する書類を添付して書面により行うものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年10月4日

甲 三重県伊賀市上野丸之内116番地
伊賀市
伊賀市長 岡本 栄

乙 京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通90番地の1
笠置町
笠置町長 西村 典夫

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
救急医療体制の推進	圏域住民が安心して救急医療を受けられるよう、関係機関と協議を図るとともに、救急医療の適正利用のための普及啓発に取り組む。	救急医療体制維持に必要な支援を行うとともに、乙と連携し、住民等への啓発等を行う。	甲及び関係機関と協力し、圏域の救急体制の維持に努めるとともに、住民等への啓発等を行う。

2 健康・福祉

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
子育て支援事業の充実	安心して子育てできる環境を充実するため、子育て支援事業に係る連携拡大等に取り組む。	事業の実施に必要な協議を行うとともに、乙と連携し、住民等への周知及び運営に必要な経費を負担する。	甲と連携し、住民等への周知及び運営に必要な経費を負担する。
高齢・障がい福祉事業の充実	高齢者及び障がい者が、住み慣れた圏域の中で自分らしく生活できるよう、各種事業に係る連携を図る。	事業の実施に必要な協議を行うとともに、乙と連携し、住民等への周知及び運営に必要な経費を負担する。	甲と連携し、住民等への周知及び運営に必要な経費を負担する。
健康づくり事業の充実	すべての住民が、住み慣れた圏域の中で生涯にわたり、いきいきと健康に暮らすことができるよう、各種健康づくり事業に係る連携を図る。	事業の実施に必要な協議を行うとともに、乙と連携し、住民等への周知及び運営に必要な経費を負担する。	甲と連携し、住民等への周知及び運営に必要な経費を負担する。

3 教育

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
文化・スポーツ活動の振興	各種事業の情報提供及び文化・スポーツ施設の相互利用を図りつつ、各種活動団体等が連携した圏域における文化・スポーツ活動の振興に取り組む。	圏域内の各種活動団体等の情報を収集し、乙と連携し、文化・スポーツ活動の振興を行う。	圏域内の各種活動団体等の情報の収集に協力し、甲と連携し、文化・スポーツ活動の振興を行う。
生涯学習活動の推進	各種事業の情報提供並びに生涯学習施設及び各図書館等の相互利用並びに各種指導者及びボランティアグループの養成等を図りつつ、圏域における生涯学習活動の推進に取り組む。	圏域内の各種事業の情報を収集し、乙と連携し、生涯学習活動の企画・運営を行う。	圏域内の各種事業の情報収集に協力し、甲と連携し、生涯学習活動の企画・運営を行う。

4 産業振興

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
広域観光事業	圏域内の自治体及び各主体が連携し、圏域全体のPRや誘客事業を推進する。また、連携による新たな観光商品の開発に努め、圏域の観光交流人口の増加を目指す。	乙と連携し、観光情報の収集、発信を行うとともに、観光資源の発掘に努める。あわせて圏域内外での各種イベントでPRする。	甲と連携し、観光情報の収集、発信を行うとともに、観光資源の発掘に努める。あわせて圏域内外での各種イベントでPRする。
鳥獣被害防止対策	圏域内での情報共有により、鳥獣被害の実態を把握し、圏域全体で有害鳥獣による農作物等への被害防止及び駆除に取り組む。	乙と連携し、鳥獣被害防止対策に必要な取組を行う。	甲と連携し、鳥獣被害防止対策に必要な取組を行う。

5 環境

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
不法投棄防止対策	圏域内で実施している環境パトロールを連携させることで、不法投棄の実態を把握し、圏域全体で不法投棄の再発防止に向けて取り組む。	不法投棄防止監視パトロール業務を乙及び関係団体と連携し、情報交換を行いながら、効率的な対策を講じる。	不法投棄防止監視パトロール業務を甲及び関係団体と連携し、情報交換を行いながら、効率的な対策を講じる。
ごみ処理の広域連携の強化	ごみ処理コストの軽減、リサイクルによる循環型社会の構築のため、可燃ごみの資源化を軸として、さらなる4Rの推進に取り組む。	乙と連携し、ごみ減量やリサイクルの推進等に取り組む。	甲と連携し、ごみ減量やリサイクルの推進等に取り組む。
木津川流域の環境整備	圏域内を流れる木津川の河川環境を整備するとともに、圏域全体で木津川の自然を発信する。	乙と連携し、木津川流域の保全・整備・活用に必要な取組みを行う。	甲と連携し、木津川流域の保全・整備・活用に必要な取組みを行う。

6 防災

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
広域連携による防災力強化	災害時における正確な情報共有及び圏域内での相互応援体制の整備として、災害備蓄品などの情報共有を図る。また、広域的な治水対策に取り組む。	甲の防災に関する情報を収集し、乙と共有する。また、圏域内での訓練実施等を検討する。	乙の防災に関する情報を収集し、甲と共有する。また、圏域内での訓練実施等を検討する。
相互応援体制の確立	各種災害に対して、被害を軽減するため連携自治体間で連携する。	乙と相互応援協定等により連携する。	甲と相互応援協定等により連携する。

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 公共交通

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
地域公共交通対策	鉄道、バス等、圏域住民の交通手段の確保のため、公共交通機関の利便性の向上と利用促進を図る。	乙及び関係機関と連携し、地域公共交通の利用促進を図るとともに、病院等の公共的施設の開設時間に合わせたダイヤ調整を行う。	甲及び関係機関と連携し、地域公共交通の利用促進を図るとともに、病院等の公共的施設の開設時間に合わせたダイヤ調整を行う。

2 ICTの活用

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
地域情報の共有化の推進	圏域における地域情報を共有し、圏域内の自治体等の情報発信媒体を活用し、情報発信を図る。	圏域内の情報を収集し、乙に提供するとともに、圏域内外に発信する。	乙の情報を甲に提供するとともに、圏域内外に発信する。

3 交通インフラの整備

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
広域幹線道路等の整備促進	広域的な観点で国道等幹線道路や地域生活に密着した道路の整備を促進する。	乙と連携し、物流の円滑化や圏域住民の利便性の向上など、広域的な視点で幹線道路や生活道路の整備に取り組む。	甲と連携し、物流の円滑化や圏域住民の利便性の向上など、広域的な視点で幹線道路や生活道路の整備に取り組む。

4 地域内外の住民との交流

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
移住・交流 施策の推進	圏域内への移住希望者が必要とする情報及び支援を的確に把握し、ニーズに合わせたサポートを検討する。また、相談窓口の設置及び圏域全体での情報発信に取り組む。	移住・交流を促進するための情報収集と施策の検討を行い、乙と共有するとともに、圏域として一体的な情報発信の取組みを行う。	移住・交流を促進するための情報収集と施策の検討を行い、甲と共有するとともに、圏域として一体的な情報発信の取組みを行う。
公共施設の 相互利用	それぞれの自治体で所有する公共施設について、行政区域を越えた相互利用を推進することで、圏域内外の住民の交流を図る。	乙の住民・団体に、甲が所有する公共施設の使用を甲の住民・団体と同一の基準で許可し、使用させる。	甲の住民・団体に、乙が所有する公共施設の使用を乙の住民・団体と同一の基準で許可し、使用させる。
交流拠点施設 の活用などによる地 域間交流	交流拠点施設の活用などにより、圏域住民の交流を図る。	乙と連携し、新たなサービスの仕組みの検討及び構築を行う。	甲と連携し、新たなサービスの仕組みの構築に係る協議及び検討を行い、構築に向けた協力を行う。

別表第3（第3条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 人材育成・交流

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内職員 の人材育成	圏域内職員の能力及び資質の向上を図り、双方の組織力の活性化と職員を育成するため、合同で研修会等を実施する。	圏域で実施することが効果的な職員向けの研修会等を企画、実施するとともに、乙が実施する職員研修等に参加する。	甲が実施する職員向け研修会等に参加するとともに、乙が実施する職員研修等に、甲の職員の参加の機会を提供する。

2 外部からの人材確保

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
専門的な知識経験を有する人材の確保	各施策分野に関する専門的知識及び多様な経験を有する人材の採用・招聘などにより、戦略的・重点的な施策展開を図る。	乙と連携し、各政策分野の取組みに必要な知識を有する専門家を招聘する。	甲と連携し、各政策分野の取組みに必要な知識を有する専門家を招聘する。